

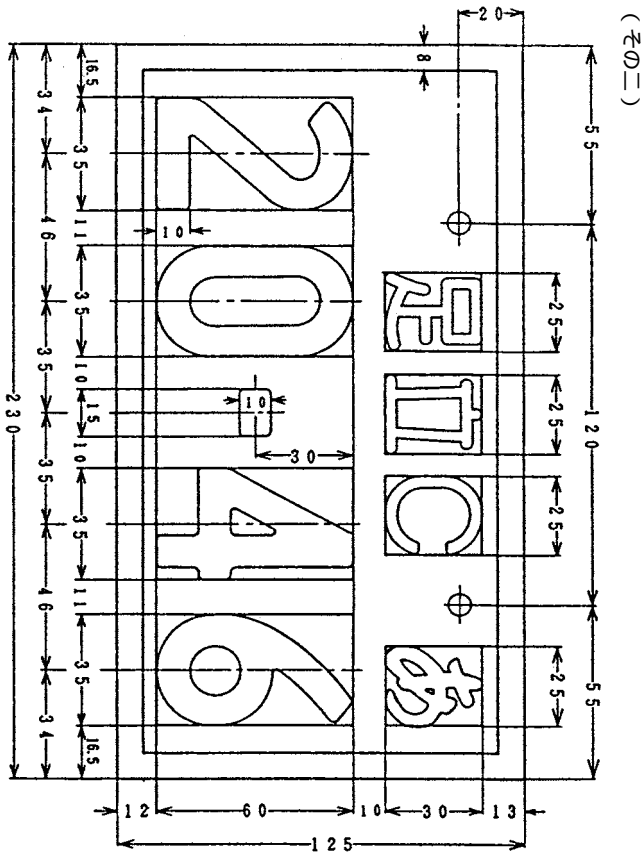
道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

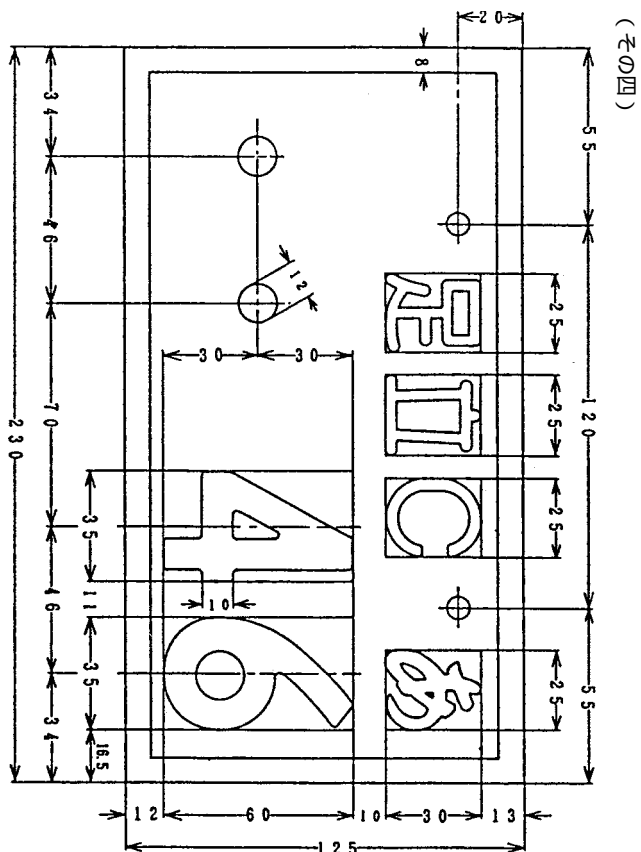
第一条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
別表第三第二号の平板名及びローマ字欄を次のように改める。

- (1) 次に掲げる文字
あいうえかきくけこさすせそたちつとねにぬねのはひふほまみむめもやらるを
- (2) 次に掲げる文字をその順序により組み合わせたもの
Y C L V
□ (1)に掲げる文字

第十三号様式の四中図(その二)を図(その三)と、図(その二)の次に次のように加える。



第十三号様式の四中図(その三)の次に次のように加える。



第十三号様式の四中図(その一)と、図(その一)又は図(その二)と、図(その二)と、図(その三)又は図(その四)に改める。

第十三号様式の四中図(4)中「四文字の場合」の次に「(6)に規定する場合を除く。」を加える。
第十三号様式の四中図(6)を備考(7)と、同様式中備考(6)の次に次のように加える。

(6) 陸運支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字であつて、家用又は事業用の別等を表示する文字として文字の組合せを用いる場合には、陸運支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは17.5ミリメートルとし、家用又は事業用の別等を表示する文字の組合せに含まれるローマ字の横の長さは9ミリメートルとすること。
(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正)

第二条 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。